

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、本市の区域内における国土（以下本計画において「市土」という。）の利用に関する基本的事項について、全国の区域及び福岡県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本として、かつ第 1 次飯塚市総合計画に即して策定したもので、市土の利用に関する全ての計画の指針とされるべきものである。

この計画は、経済・社会の著しい変化等により変更の必要が生じた場合には適宜検討を行い、見直しをするものである。